

秋田市行旅病人および行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第2号

秋田市行旅病人および行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則
秋田市行旅病人および行旅死亡人取扱規則（昭和62年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（告示期間等）

第10条 法第9条の規定により秋田市公告式条例（昭和25年秋田市条例第26号）第2条第2項に規定する掲示場に告示し、および市のホームページへの掲載により閲覧に供する期間は、30日以上とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。